

第266回鳥取県内水面漁場管理委員会

- 1 日 時 平成28年11月8日（火） 午後4時00分から
- 2 場 所 ホテルセントパレス倉吉 ウィンザーサウス（2階）
所在地：鳥取県倉吉市大平町319-1
- 3 出席者 委 員：足立委員、小林功委員、佐藤委員、小谷委員〔会長〕、川原委員、
水谷委員、桐原委員、番原委員
事務局：氏次長、田嶋書記
鳥取県：水産課 渡辺漁業調整担当係長
鳥取県栽培漁業センター養殖・漁場環境室 福井室長

4 傍聴者 なし

5 議 事

- (1) 日野川水系漁業協同組合内共第3号第5種共同漁業権の変更の認可について（諮問事項）

6 その他

- (1) カワウ被害対策の概要（報告事項）

<議事経過及び結果について>

事務局次長による開会の宣言、会長による挨拶の後、会長が議事録署名人として水谷委員、足立委員を指名した後、議事に入った。

議事

- (1) **日野川水系漁業協同組合内共第3号第5種共同漁業権の変更の許可について（諮問事項）**
について、事務局から資料1に基づき説明が行われた。

〔申請のとおり変更許可して良い旨決議された〕

〔小谷会長〕御意見があれば伺います。

〔桐原委員〕全ての漁具または漁法というふうに記載されていますが、例えば、有志で生物調査をしたいという話があったときに、たも網とか、かごわなを持ってその区域に入ることが絶対的な禁止になるのか、あるいは許可を得たら入れるのかということについてお尋ねします。

〔氏次長〕遊漁規則の一番上のところを見ていただきますと、アユを対象とする遊漁というふうに記載しておりまして、漁具としては全ての漁具なのですが、その中でアユを対象とするという

ことで書いてありますので、アユ以外のものであれば、この規則としては特に問題はないのではないかとこのように受けとめております。

〔佐藤委員〕これはアユに関しての一切の漁具を使ってはいけませんという認識をしております。例えば、投げ網とかコロガシとか、サクリとかチョン掛けとかそういうものの漁具は一切だめですよということでございます。アユに関しての漁具はだめですよということです。

〔桐原委員〕実はアユを狙っていたけれども、アユ以外を狙っていたと現場で言われた場合はどうなのでしょう。

〔小林委員〕そういう問題が起きるから、アユに関しては一切だめとするのです。ですから、それがアユの採捕に影響する場合においては、その道具は使われませんよということです。

〔桐原委員〕かにかごについての考え方と同じでしょうか。かにかを狙っていなかったとしても、かにかが漁具の中に入ってしまうといけないから、かにかが迷入しうる道具は禁止という考え方。

〔佐藤委員〕そうですね。カニが迷入して入るものはつけてはいけません。かにかごではなく、丸いコップでも何でも、カニが迷入するものは一切使ってはだめという考え方です。今回の件についても、考え方は同じでいいと思います。

〔小谷会長〕その他いかがですか。

〔川原委員〕日野川水系漁業協同組合の総代会議事録によりますと、この規則改正について反対意見を述べておられる方が、割と日野川の河口に近い近隣の地域にお住まいの方の方ですので、やはりこの規則改正についての、周知徹底はやらないと、今までの慣習で、ついアユを獲ってしまうということもないとは言いきれないと思いますので、周知徹底は、やはり大切だと思います。

〔水谷委員〕その周知徹底の方法についてですが、看板設置等も考えておられますか。地元の者ばかりではないので、早期からの周知徹底ということになると、この区間はアユに関しては全面禁漁であるということ、明記する必要があると考えます。しかも、文章だけの明記ではなく、目に見える形でされたほうがよろしいと思います。

〔佐藤委員〕看板設置等については、県に確認をして既に行っております。看板は王子堰堤のところ、右岸側に5枚、左岸側に5枚、それぞれに分けてつくっております。加えて、2年前から遊漁をされる人には、3年たったらこういうことになりますという通知文を配布しております。

ちなみに、看板の設置については本来内水面漁場管理委員会がするものです。単協ですることではないです。それをこの会がしないから単協で設置をしているということは御理解ください

〔小谷会長〕9月25日から10月31日までのアユは、やはり獲られる人があるのですか。

〔佐藤委員〕正月のそばのだしに使われるんですよ。この為に獲るんですよ。それでも高く売ったり買ったりするんですよ。

〔小谷会長〕わかりました。それで生計を立てておられる方は、11月1日までに大概獲られるわけですね。そのほかいかがですか。よろしいですか。では、資料の案のとおりで、遊漁規則の変更を認可するという事でよろしいでしょうか。

〔全委員〕異議なし

その他

(1) カワウ被害対策の概要について（報告事項）について、事務局から資料に基づき説明が行われた。

〔カワウ被害対策について、次のとおり意見があった〕

〔小谷会長〕現状では、環境整備を計画したときに、県土整備局をはじめ複数の部署に話をしにかなければなりません。例えば部局間で連絡をとって話がとおるようにしてもらい、その手続きを簡素化できないでしょうか。また、テグスについては、張るときに許可をとって、期限が来たら撤去するということになってはいますが、この作業がとても大変なところです。こちらについても、許可の切り替えだけで、張りっぱなしにすることはできないのでしょうか。また、花火での追い払いをしていますが、こちらについては一時的な効果はありますが、追い払ってもまた戻ってきてしまうところです。

〔小林委員〕花火に関連しまして、新興住宅地近くでは大きな音がするという理由で花火が使えないということがあります。また、カワウ防除において効果があるのがエアライフルなのですが、県からは100羽ということで許可を得ています。どんなにたくさんカワウがいても100羽しかとれないので、枠についてはいかがなものかと思っています。

漁協も組織の存続が危ぶまれる今の状況の中で、年々組合員も少なくなる、それから、釣り人も高齢化してくる。そうしますと、全体から見て組織自体が運営できない状況が生まれつつあると思います。そういう点も踏まえた中で、いろいろ課題・問題も出ておりますけれども、皆さんが意見を出されたものをお持ち帰り願って、来年の放流時期までには駆除体制は十分に講じるという知事の発言の内容とあわせていただき、29年度以降については、行政のほうも頑張っていたいただいなあという形を構築していただければと思っています。我々も、でき得る限りの対策なり努力はしていきたいと思っていますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

〔氏次長〕そうしますと、テグスの問題ですとか、エアライフルで撃つ駆除等の申請を伴うものについては、当然知事がトップとなってカワウプロジェクトをつくってやっというところですので、チームの中で、こういった意見があるということの水産課から上げてみます。それで、土木の関係ですが河川課になろうかと思えますけれども、協議をして手続きを簡素化できるものであればさせてもらいたいということで、提案はさせていただこうと思います。

〔小林委員〕話しは変わりますが、集落排水と公共下水について、終末の処理水が出るころでは、もう川も石も全然色が変わっています。それから、その終末処理水の出るところが、ちょうど絶好の釣り場だということがあるんですよ。ところが、釣った魚を川にしばらく入れておくとすぐに死んでしまいます。ですから、滋賀県では終末処理水をブローと塩素処理によって影響を最小限に食い止めているという話も聞いています。そのあたりのところも、関係部局と連携をしていただいて対策をしていただきたい。それから、鳥取県の千代川、日野川、天神川におきまして、1年に1度は各ポイントで水質検査をされますが、基準値以下だと言われますが、これ

は人間相手での基準以下でございますので、魚に対していえば対策がほとんど講じておられないということだと思います。ですから、その点も踏まえた中で、協議をしていただき、対策をお願いしたいです。

〔氏次長〕はい。わかりました。

〔佐藤委員〕カワウに関する資料のデータは、平成27年のコロニーの調査ですか。

〔氏次長〕そうです。表のほうは27年分です。25、26、27で色分けしています。

〔佐藤委員〕調べてもらっておいて失礼なのですが、このデータは大ざっぱではないかと思いました。私は毎週土曜日に150キロ走って調査をしています。現場では潜水をして、どのような魚がいて、カワウはこれを食べているという情報を自分でつかみます。そういうことをしている関係で、これが当てになるのかなということのを思いました。

〔番原委員〕これは緑豊かな自然課が野鳥の会さんをお願いをして、定期的はずっと見て回っているものですね。

〔川原委員〕このグラフを見て、やはりデータをどうとっているのかということが気になりました。それから、このデータに対する統計的な優位性があるのかという検証がなされているのかと思いつつ、折れ線グラフを見ていましたが、年度によってはゼロ、冬場ゼロなんていうときもありますね。では、その冬場ゼロのときには、何かの対策をとったからゼロになったのかどうかというような、データに対する検証がなされる必要があると思います。

〔番原委員〕これは、たまたま今回の資料が出してあるだけの話であって、データ等は緑豊かな自然課のほうで持っていると思います。ただ、今回出てきたこの資料が、3年分で一部のデータしか出してないということだと思います。

〔川原委員〕データをとってはいるが、それに対する優位的な何か対策をとっているのかどうかは分からないという感じを受けます。また、資料に出ている今の取り組みの内容を見ると、全部が対処療法的で根本的な問題を解決するかどうか疑わしいなという内容だというふうに感じます。

〔佐藤委員〕このデータは、1カ月に1回の調査なのか、3カ月に1回の調査なのかということでも大きく違ってきます。毎週調査をしていましたら、きちんとした数がほとんどわかります。例えば今日も斐伊川というところに行きましたが、1カ所に350羽ぐらいおりました。そういう調査をしていますと、やはりこれは大まかなデータなのではないかということのを思いました。

〔佐藤委員〕話が変わりましたお願いなのですが、900万円お金を出して内水面漁業活動を支援する事業がありますよね。それについて、今年度と同じように、対象となるものについて細かく文言を書かれますと、それ以外には使用ができなくなってしまうということがありますので、組合が思ったことに対してはなるべくお金を出そうというような格好が一番いいんですが。

〔小林委員〕佐藤委員が言われましたが、実際200万出たものを、200万全部消化できるかといわれれば、せいぜい120、130万が上限です。加えて、対象となるものについて細かく規定があると、運用面において使えないという形が生まれてきます。予算を組んでいただくのはいいですが、その処理には時間がかかりますし、そのあたりのところをもう少し、簡素化で

きれば、非常にありがたいと思います。漁協からも2分の1は拠出した中で、対策をやろうという事ですのでよろしくお願い致します。

〔氏次長〕この補助金をつくったときには、恐らくいろいろ聞き取りさせていただいて、どういったものに使いたいかということをお各組合さんから聞いた上で、それが幅広に使えるような形で、設計はしたつもりです。しかしながら、今お話を聞いていると、まだ使いにくい、勝手が悪いということのように思います。また今後、来年度以降、どういったことをされるかということをお教へていただいて、ある程度、変えられることがあれば、その要綱などを、ちょっと見直してみたいと思いますので、もし、こういったところで不都合だということがあれば、水産課に連絡をいただければ、また来年度には考えてみたいと思います。

〔桐原委員〕鳥取県では擬卵、にせものの卵を使った個体数調整はしていますか。

〔福井室長〕巣が結構高いところにあるので、擬卵は難しいという話を聞いたことがあります。

〔佐藤委員〕日野川水系漁協ではそういう話は聞いたことがありません。

〔小林委員〕千代川漁協でもありません。それに今はそういう時間的余裕はございません。エアライフルが一番効果的です。エアライフルで駆除許可をいただいています。1つ言えるのは、我々が調査するよりも、野鳥の会が現在どのような形でカワウが生息して、どのぐらい危害を加えているかということをお調査をしていただく必要があると思います。

会長の挨拶をもって、第266回委員会は閉会した。

この議事録の真実を期するため、議長及び議事録署名人をして記名、押印させる。

平成28年11月8日
議長 会長

署名委員

署名委員